

# 指定管理者制度

## 4月1日から本格実施

協働のまちづくりを進める笠岡市では、市民会館や公園など「公の施設」の管理運営を民間の事業者や団体に任せる「指定管理者制度」を、4月から本格的にスタートさせます。

平成15年9月に施行された「地方自治法」の一部改正によって、それまで市が直接行うか、市が出資する法人や公共的団体などに委託することが原則であった「公の施設」の管理運営に、広く民間の事業者や団体なども携わることが可能になりました。また、管理委託の方法に代わり、新たに管理者を指定し管理運営を任ずる制度が創設されました。

このため笠岡市では、市民の皆さんにより良いサービスを提供できるよう、百九十二の市有施設のうち、七十五の施設で指定管理者制度を導入することにしたものです。

### 公の施設とは

市民会館や美術館、公園・体育施設など、多くの市民が利用し、市民の福祉向上に欠かせない公共サービスを提供する施設のことです。

### 制度導入のメリットは

効果が大きいものとしては、民間事業者などのノウハウを活用することで、提供するサービス内容の向上が期待できることと、市が直接管理する場合などに比べ、人件費をはじめとする経費が節減できるという二つがあげられます。

### 制度を導入しない施設

行政でなければ利用者の公平性・平等性などが確保できないと判断される施設や、竹喬美術館やカプトガニ博物館

### 平成18年度から導入する施設

施設区分と主な施設名	施設数
<b>保育所・児童館</b> 笠岡保育所・大井児童館	2
<b>医療施設</b> 北木島診療所・飛鳥診療所	2
<b>社会教育施設</b> 市民会館・地区公民館	25
<b>公園</b> 笠岡総合スポーツ公園・緑道	7
<b>体育施設</b> 市民体育センター どんぐり球場	10
<b>労働者福祉施設</b> サンライフ笠岡 バグース笠岡	3
<b>福祉施設</b> ふれあいハウス 老人福祉センター	17
<b>コミュニティハウス</b>	9
<b>合計</b>	75

### 指定の期間は

など、専門的な知識を必要とする施設は、従来どおり市が直接管理運営を行います。

### 管理者の選任方法は

切り替えるかどうかを判断することになります。

今回指定管理者制度を導入する施設の指定期間は1〜5年間で、その間の利用状況や管理コストなどの実績を市が審査したうえで、今後公募に

指定管理者を選ぶ方法は、公募による方法と、随意契約による方法の二つがあります。随意契約を適用するのは、公民館やコミュニティハウスのように、地域活動の中で管

理運営がなされてきた施設などです。

公募の方法で管理者を指定するときは、応募した事業者や団体が、施設の適性な管理に必要となる次の条件を満たしているかどうか、慎重な審査が行われます。

- 施設設置の目的を達成できること
- 市民の平等な利用が確保されること
- 経費の効率化が図れること
- 応募した事業者や団体に、業務の遂行能力が認められること



▲公募を採用した大井児童館

### 既に導入している施設

地方自治法の一部改正後に新たに設置された豊浦ふれあい会館など、五つのへき地集会所は平成17年度から指定管理者制度を導入しています。